

表彰規程

- 第 1 条 この表彰は、建設業における労働災害の防止に著しく貢献した会社、工事現場、団体及び個人について、会長が表彰状を授与して行う
- 第 2 条 表彰の種類は、次のとおりとする
- ① 安全栄誉賞
 - ② 優良賞
 - ③ 功労賞
 - ④ 功績賞
 - ⑤ 善行賞
- 第 3 条 安全栄誉賞は、建設業における労働安全衛生の推進向上に尽くし、その業績が極めて顕著で、他の模範と認められる個人に対する表彰とする
- 第 4 条 優良賞は、労働災害の防止に優秀な成績を収め、我が国の建設業における安全衛生水準の向上に著しく貢献した会社、工事現場及び団体に対する表彰とする
- 第 5 条 功労賞は、永年にわたり建設業に関する安全衛生運動に尽くし、わが国の安全衛生水準の向上発展に功績があった個人に対する表彰とする
- 第 6 条 功績賞は、建設業に関する安全衛生活動を活発に実践し、地域又は関係事業場の安全衛生水準の向上に功績のあった個人に対する表彰とする
- 第 7 条 善行賞は、作業現場における異常事態の発生に際し、適切な措置により人命を救助した者等に対する表彰とする
- 第 8 条 この表彰は、支部長が推薦したものを安全衛生表彰委員会の諮問を経て、会長が審査のうえ行う。ただし、安全栄誉賞の対象者は、本部が選定する
- 第 9 条 会長は、特に必要と認める場合には、前条に定める以外のものを安全衛生表彰委員会の諮問を経て表彰することができる
- 第 10 条 建設業における労働災害の防止に貢献したことにより、内閣総理大臣又は厚生労働大臣が表彰した者に対しては、この規程による表彰は行わない
- 第 11 条 この規程による表彰の基準は、別に定める

附則

- 第 1 条 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する
- 第 2 条 支部において定める表彰規程については、この規程に準ずるものとする

表彰基準

表彰規程第11条の規程による表彰の基準を次のとおり定める

1 規程第3条について（安全栄誉賞）

次の各号のすべてに該当する者

- (1) 企業又は団体において、永年にわたり労働安全衛生の推進の業務に従事し、顕著な貢献をした者
- (2) 原則として、会長表彰の功労賞等を受賞した者

2 規程第4条について（優良賞）

(1) 会社を対象とする場合

次の事項の全てに該当するもの

- イ 安全衛生管理組織が合理的に整備され、有効に運営されていること
- ロ 労使が安全衛生活動について、積極的に協力していること
- ハ 表彰する年の4月1日の直前1年間の営業年における完成工事高が100億円未満であって、次表の年間完成工事高に応じるそれぞれの期間において無災害（休業4日以上）であること

年間完成工事高	無災害である期間
～ 5 億円未満	5 年
5 ～ 10 "	4 "
10 ～ 50 "	3 "
50 ～ 100 "	2 "

(2) 工事現場を対象とする場合

次の事項のすべてに該当するもの

- イ 安全衛生管理組織が合理的に整備され有効に運営されていること
- ロ 労使が安全衛生活動について、積極的に協力していること
- ハ 前年4月1日から表彰する年の3月末日までの間において完成した請負金額が10億円以上の建設工事であって、全工期無災害（休業4日以上）であること

(3) 団体を対象とする場合

次の事項のすべてに該当するもの

- イ 当該団体における組織が確立され、相当の恒常性を有していること
- ロ 当該団体において、労働災害防止計画が具体的に樹立され、その実施状況が特に良好であること
- ハ 当該団体に加入している事業場において、過去3年間に死亡災害又は重大災害がなかったこと

3 規程第5条について（功労賞）

次のいずれかに該当する者

- (1) 10年以上にわたり建設業に関する安全衛生運動に尽くし、わが国の安全衛生水準の向上発展に著しい功労があった者
- (2) 支部長表彰による功労賞等を受賞した者

4 規程第6条について（功績賞）

次の各号に該当する者

(1) 委員会委員等

次のいずれかに該当する者

- イ 5年以上、本部委員会委員等として、委員会等運営を通じて安全衛生活動を活発に実践した者であって、地域又は関係事業場の安全衛生水準の向上に功績した者
- ロ 支部長表彰による功績賞等を受賞した者

(2) 安全衛生推進者等

5年以上にわたり、所属事業場の工事現場等において、安全衛生関係の業務に従事した者であって、当該事業場の安全衛生水準の向上に貢献した者

(3) 所長

次の事項のすべてに該当する者

- イ 工事現場の所長としての経歴が5年以上の者であって、工事現場の安全衛生水準の向上に貢献した者
- ロ 所長として管理した工事現場（優良賞の対象を含む）において、過去3年以上無災害（休業4日以上）であること

(4) 職長

次の事項のすべてに該当する者

- イ 作業の実務について作業員の直接指導監督に当たる者
- ロ 工事現場の職長としての経歴が10年以上の者であって、工事現場の安全衛生水準の向上に貢献した者
- ハ 本人の担当した工事現場において、過去3年以上無災害（休業4日以上）であること

5 規程第7条について（善行賞）

作業現場における異常事態の発生に際し、作業従事者が本来の職責を帯びない立場において、適切な措置により人命を救助した者又はグループ

6 その他

- (1) 表彰の概数は、毎年度これを定める
- (2) 表彰状の様式及び各賞の推薦書は、別に定める

7 本基準に定めない事項については、安全衛生表彰委員会の定めるところによる

8 支部において定める表彰基準については、この表彰基準に準ずるものとする

附 則

この基準は、平成9年4月1日から施行する